

有限会社
財務経営サービスの
みやざき夜話



2016年7月発行

有限会社財務経営サービス
株式会社オフィスワーク宮崎
〒880-0872 宮崎市永楽町137番地
TEL:0985-28-0877 FAX:0985-28-0878

お客様インタビュー

「明けない夜に現れた、太陽のような存在」

(株)ゴローズ・プロダクツ / 内田五郎代表

オフィスワークのお客さまである
「お菓子のゴローズ」の内田五郎
代表が、弊社代表の中村と対談。
弊社との出会いや、弊社と関わる
ことで起きた変化などについて話
してくださいました。

内田五郎さま

弊社代表/中村健一郎

宮崎県人には説明不要!?

お菓子のゴローズって?

宮崎に住んでいる方なら、知らない人はいないと言っても過言ではない「お菓子のゴローズ」(株式会社ゴローズ・プロダクツ)。1982年に創業して以来、手づくりにこだわったケーキなどの洋菓子が地域の人々の支持を集め、現在は宮崎市内に9店舗を展開。宮崎県を代表する洋菓子店です。



**「会社の道筋を示してくれた」
多額の借金が一転、黒字経営に。**

——二人の出会いについて教えてください。

内田：「中小企業家同友会」という勉強会で知り合いました。中村先生は、メンバーのみんなに激論を飛ばす方で。熱い方だったわけですよ。正論を言うし、情緒で流れるような感じではない。自分の弱さもさらけ出す。「先生」と呼ばれる職業の割に、身近に感じられました。当時、うちの会社は自社で経理をやっていたんですが、いつかはうちの会社を中村先生に見えてもらえたなら、という願望はずっとありました。18年くらい、遠目に見てはいたんです。

中村：当時は、会計事務所の経験者を雇っていたんですよね。

内田：はい。転機は4年前に私が脳梗塞で倒れ

た時。当時は経営がうまくいかず赤字続きの会社だったんです。元々10数年はうまくいっていましたが、途中からだんだんと悪くなっています。当時は店舗が7つほどあり、利益の出る月もあれば出ない月もあるという具合でした。それでも「利益が出る月に戻せる」と考えていたところ、赤字が溜まってしまってしました。脳梗塞で退院した後に、少し時間をつくって経費を減らすよう試みましたが、このままではダメだと思い、中村先生に相談したんです。

——それが、今から4年前くらいですね。

内田：はい。僕は人件費にしか目がいかなかつたんですが、オフィスワークのチームが細かい点まで見てくださって、お陰さまで黒字に転換できました。中村先生たちのサポートのもと、事業計画書を持って金融機関に行けたことも大きかったと思います。中村先生が道筋をつくってくれて、金融機関からも信頼してもらえて。今では経理だけではなく、経営に関するサポートもして

らい、戦略を教えてもらっています。多額の借金で、明けない夜を過ごしている気分でしたが、うっすら明け方になってきました。

中村：内田さんは、宮崎で手軽にケーキを食べられる文化をつくった人。そのお役に立ちたいと思いました。うちが取り組んできたことは、内田さんたちが「現場の生きた数字」と「お客様の動向」をつかんだり、あとはいろいろな後始末を超えて、社長が様々な意思判断ができるようにお手伝いをすること。それが会計事務所の仕事です。うちは、申告書をつくるだけというような関わり方をせずに、もう少し経営支援に踏み込むように、チームでお客さんの支援をするようにしているんです。

内田：普段はニコニコしている中村先生が、最初に会社に来たときに、とても真剣な表情だった。それが印象的ですね。頼もしく思いましたよ。うちも変わるのでかな、と思ったものです。

法改正後の昨年から、相談数が増加！

他人事じゃない「相続税問題」

相続税の問題は、まずは「いくら納税しないといけないか」を把握することが大切です。対策が必要かどうかは、その後の話。対策が必要な人もいれば、まったく必要のない人もいます。親に言い出せずに、子どもがこっそり相談に来るケースもありますが、それではスムーズに進みません。幸せだった家族が財産で揉めないように、相続対策は子どもではなく自分の手で行いましょう！



財務経営サービスの
スタッフが
相続税のギモンに
答えます!!



Q1. 法改正で、相続税の何が変わったの？

A. 基礎控除額が変わりました。

<法改正前(～平成26年)>

5000万+単価1000万×相続人の数=基礎控除額

<法改正後(平成27年～)>

3000万+単価600万×相続人の数=基礎控除額

※基礎控除額=相続財産から差し引く金額

法改正前では相続税がかからなかった人たち(4800～8000万のライン)に、相続税かかる可能性が出てきました。ただし、事前に対策をすることで、相続税がかからなくなるケースもあります。自分で調べて対策をする前に、特例などにも詳しく精通した税理士に相談することが大切です。まずは、財産のボリュームについて、大まかでいいので教えてくだされば大丈夫！

Q2. 揉め事になりやすいケースは？

A. 子どもが対策を行なう場合に多いです。

なぜなら、「長男は自分のお金で大学を出たけど、他の兄弟は親に出してもらった」という言い合いが起きたり、数字に強い人が仕切ると、「兄弟が誤魔化して多くもらっているんじゃ……」と、関わらなかつた人が疑心暗鬼になってしまふからです。

また、兄弟の子ども(=孫)に財産がいく場合もあります。例えば3人兄弟で、長男は亡くなっているが子どもがいる。そうすると、孫にも財産の3分の1がいくことになります。何十年も疎遠な仲だつたりすると、「こんな時だけ財産目当てで……」ということ。

Q3. 遺言は口頭でていればOK？

A. すばり、NGです！

相続対策の一つとして有効なのは「公正証書」。メディアで「自筆遺言」などが話題になっていますが、法廷で遺言として認められないものがたくさんあります。公正証書は、相続に関係ない第三者の承認を得るもので、公証役場で作ることができます。

今まで見てきたケースでは「遺言書ありの相続」はほとんどありませんでした。準備をする前にこの世を去ってしまう人が、それだけ多いということです。可能であれば、生前に家族全員を集めて「何を、誰に、どれだけ与えるか」を話し合えれば理想的です。

2着の着替えで走り出す♪

入社前、税理士の試験勉強も終わり、お盆の時期に友人と二人でツーリングの旅に出ました。大阪から京都・滋賀・福井・石川・岐阜と、一周800kmの旅です。「男らしくノーブランで行こう」と、道の駅やベンチで野宿をしたり。岐阜では、大阪からバイクで来たことを知った人が名物をくれたりしたのが思い出深いです。

相続税担当者の 夏の思い出



足掛け7年ほど働いていました

数十年前、リングハットでアルバイトをしていた時に「ちゃんぽん1杯100円デー」というのが3日間続いた日があったんですが、とても忙しくて、紙製の帽子が汗の乾いた塩でぶわーっとなるくらいでした。その頃、食事制限をしても痩せられなかったのに、その3日で3kg痩せました。やっぱり、人間歩いたほうがいいんですね(笑)。

Together!



財務経営サービスグループ

有限会社財務経営サービス
株式会社オフィスワーク宮崎
中村健一郎税理士事務所
中村久美子税理士事務所
中村健一郎行政書士事務所

